

# 介護保険条例の一部を改正する条例（案）パブリックコメント 個別意見の概要及び市の考え方

- 1 募集期間  
平成29年12月18日（月）～平成30年1月17日（水）
- 2 周知方法  
市政だより、市ホームページでの広報  
市政情報コーナー、各市民センター、各支所、生涯学習総合センター、高齢福祉課、  
市ホームページでの閲覧
- 3 提出方法  
持参・郵送・ファックス・電子メール
- 4 意見提出者数  
1名（電子メール1名）
- 5 意見提出件数  
1件

No.	ご意見	市の考え方
1	<p>現行の委員の方々もです。きちんとは、介 護保険の現場を肌で感じたい。今後、2025年に 会津若松市にキチンと理解していき、必要で ないか、結果、今までの同じと、思いま す。温度差が出た介護保険事業の計画 針に沿った介護保険事業の計画だ く、会津若松市の今後を考 津若松市独自の介護事業を きたいと思いたす。事業主 」を追加するかどうかを考 場の方で付度を考えない いただけなければ幸い をすることによって委員 成果を出していただき、結果 高齢者にとって住みやす を願っております。</p>	<p>介護保険運営協議会委員は、介護保険の運 営に関する重要な事項について調査審議を いただく機関であります。介護保険制度は、4 0歳以上の市民だれもが加入する制度である ことから、幅広いご意見を伺いたいと考えて おり、現在も公募の市民も含めた「被保険者 の代表」「保健医療関係者」「福祉関係者」 「学識経験者」などの方々に委員を務めて いただいております。 今回の改正は、現行の委員に加え、地域包 括ケアシステムの構築に必要な地域活動を行 っている方々や地域の一員である事業者の社 会参加の推進を目指すもので、地域コミュニ ティ活動関係者や事業主などに参画いた 予定です。 ご意見いただいた「高齢者にとって住みやす い地域」の実現に向け、より一層、幅広い 意見を取り入れられる体制を整備してまい ります。</p>